

## 税務署からの確定申告に関するお知らせ

### <確定申告と納税はお早めに>

確定申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。

税目	申告期限	納付期限	振替日
所得税および復興特別所得税	3月15日(金)	3月15日(金)	4月22日(月)
贈与税	3月15日(金)	3月15日(金)	
消費税および地方消費税	4月1日(月)	4月1日(月)	4月24日(水)

### <確定申告は更に便利になったe-Taxをご利用ください>

e-Tax利用  
簡化について  
詳しくはこちら⇒



税務署に出向く必要なし!  
自宅などのパソコンやスマ  
ホから申告できます。

確定申告書  
作成コーナー  
はこちら⇒



### ●確定申告でe-Taxをご利用いただくメリット

- ・税務署に行かずに自宅から申告できます。
- ・源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。  
※法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。
- ・自宅からe-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理しています。  
※1・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- ・確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。  
※メンテナンス時間を除きます。

### <相談会場のご案内>

園部税務署申告会場は、2月18日(月)から3月15日(金)まで開設しています。また、申告相談の受け付けは午後4時まで行っていますが、混雑状況により早めに相談を終了する場合があります。特に申告期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますのでご留意願います。(土・日曜日を除く)

### <医療費控除は領収書が提出不要に>

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると、明細の記入を省略できます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提出または提示しなければなりません)

### <マイナンバーの記載について>

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。確定申告書を提出する際には、本人確認のため、次のいずれかの書類の提示または写しの添付をお願いします。

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・通知カードおよび運転免許証など

### <QRコードを利用したコンビニ納付が可能に>

自宅などで国税庁ホームページから納付に必要な氏名や税額などを「QRコード」(PDFファイル)として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。

詳しくはこちら



園部税務署 ☎(0771)62-0340